

災害時応急対応業務標準化等検討委員会（第2回）結果概要

1 開催日時 平成30年12月21日（金）午前10時～11時50分

2 場 所 京都府職員福利厚生センター3階第1会議室

3 出席委員 牧委員長、大西委員、西野委員、片山委員、濱岡委員

4 内 容

(1) 近年の災害対応業務の事例について（資料1）

＜委員からの主な意見＞

- 避難の必要性は継続して訴えていく必要があるが、避難行動の成功事例も合わせて伝えることが有効であろう。

(2) 災害時応急対応業務の標準化等について（資料2～6－2、参考資料1－1～2）

＜委員からの主な意見＞ ※ 資料2の論点ごと

【論点1 府の災害対応業務の実施体制について】

- あらかじめ、災害対策本部事務局各グループに人員を割り振っておくべきだろう。その上で、発災時には、状況に応じて、人員の配置等を検討することになるのではないか。

【論点2 災害時応急対応業務の習熟について】

- 訓練を通じて、あらかじめ指定した人員がマニュアルに従って業務を行えるよう習熟を図るとともに、マニュアルの検証・見直しを重ねていくことが重要。

【論点3 災害時応急対応業務マニュアルによる業務の進捗管理について】

- ① マニュアルは、業務の手順を示すものであると同時に、応急対応業務の進捗状況を確認するためのツールにもなる。後者については、指揮者が業務全体の進捗管理をする、市町村が府の取組状況を確認する、府が市町村の対応状況を確認して支援を検討するといった活用が考えられる。進捗状況を点検できる工夫の検討が必要。
- ② 継続的に行う業務は、進捗の程度が分かるチェック項目（「順調」・「順調ではない」等）を設けた方が良い。
- ③ 関連する業務が重複して記載されているものがあるが、再掲である旨を明記すれば良い。

【論点4 災害時応急対応業務マニュアルの内容について】

- ① 災害規模によって、必要となる事務が異なる（災害救助法、被災者生活再建支援法の適用等）。災害規模の大・中等を区分けしてはどうか。
- ② 既にマニュアルを作成している市町村については、標準マニュアルから必要な部分を取り入れてもらい、マニュアルを持たない市町村には、標準マニュアルをベースに、マニュアルを作つもらうことが重要。
- ③ 市町村の人口規模、ハザード、災害経験などによって標準マニュアルの活用度合が異なるかも知れない。そこで、どの市町村でも共通して行うべき最低限の業務のみだけでなく、直ちに実施が困難であっても実施することが望ましい業務も含めて記載する方が良い。

【その他（京都府災害対策本部事務局体制案）】 ※ 資料5

- 各グループで把握した情報が、被害取りまとめ報のどこに反映されるのか明確に整理すること。